第 号 議

県 大 分 県 教 育 委 員 政 会 組 行 織政 規組 等 規 の則 等 部の 改 部 正改 正 るに 規つ 則い 7

大 分 教 育 委 員 会 行 出則織 を す を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 \Diamond

平 成 三 +年 三 月 +日 提

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長 工 藤 利 明

る

大 分 県 教 育 委 員 会 行 政 組 織 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

大 分 県 教 育 委 員 会 行 政 組 織 規 則 \mathcal{O} _ 部 改 正

条 大 分 県 教 育 委 員 会 行 政 組 織 規 則 昭 和 三十 九 年 大 分 県 教 育 委 員 会 規 則 第 六 号 \mathcal{O}

部 次 \mathcal{O} ょ うに改 す る。

第

にぞ 「そ れ 第を 兀 れ を 条 ぞ 0) 加 え、「 れ 見 出 を L 中 中正 加 欄 え に 課」 掲 同 げる」及び 項 \mathcal{O} 0) 下 表 に 中 \neg 所 置 き、」 を 加 え、 0 下 同 に 条 第 所 又は」 項 中 を 課 加 え、 0) ため、 下 そ 0 下れ

室 名 を 所 又 は 室 名 に 改 め、 同 表 \mathcal{O} 体 育 保 健 課 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 前

次 0 ょ う に 加 え る

務 教育

課 幼 児 教 育 セ タ]

第 八条 五. 条第二 第 +号 `及び第二号 兀 号、 第 中 +六 号及 他 \mathcal{O} 課 び 第 \mathcal{O} +下 に 九 号 中 所 課 _ を \mathcal{O} 加 *小え、* 下 に 同 条 第 所 六 を 中加 え - 助 る 言 のの

下 下 に に 「(幼 所 児 教 を 育 加 セン え、 ター 同 条 \mathcal{O} 第 所 + - 号中 属する 特 別 ŧ 支 O援 を 教 除 育 課 _ 0) を 下 加 に え、 及 同 び 幼 条 第 児 教七号 号 育 中 セ 課」 タ

を 加 え る。

第 八 条の二 第 九 号 中 課 下 に 所 を 加 え る。

十 第 九 条 第 兀 号 中 課 \mathcal{O} 下 にの 所 を 加 え、 同 条 に 次 \mathcal{O} 号 を 加

え

る

くじ ゅ う ア グ IJ 創 生 塾 に 関 す る

条 \mathcal{O} 兀 第 九 号 中 社 会体 育 施 設」 を そ 0 他 \mathcal{O} ス ポ 1 ツ 施 設 に 改 \emptyset 同

条

第

体 育 施 を 県 <u>\f\</u> ス ポ ツ 施 設 に 改 \Diamond る。

五. を 次 \mathcal{O} ょ う 事 改 \otimes る

幼 教 セ] \mathcal{O} 分 掌 務

+幼幼幼条児一 条条児児児児の 教教教教五育 ににの関幼ン 係児タ 職教 員 育 セ 研 ン タ] に す お る 11 7 は 次 \mathcal{O} 事 務 を 0 か さど る

育 \mathcal{O} 修 に 関

育 言 に 関 す る

係 助

育 る 情 報 \mathcal{O} 収 集 び及 関 び 係 提 供に 寸 体 関 す ること。

育

係

る

関

係

機

関

及

لح

 \mathcal{O}

連 絡

調整

に

関するこ

見出 L を 含 む 中 課」 の 下 に 所」を加える。

+ 八 \mathcal{O} 以 外 0) 分 中 課」 0 下 所」を加え、 同条 \mathcal{O} 表 中

課 室 又 は 班 名

を

所 室 又 は 班 名

に 改 8 同 表 \mathcal{O} 課 長 \mathcal{O} 項

 \mathcal{O}

次

に 0 ょ う に 加 え る

幼 児 教

のに下下会のえめ に 教 項 育 中同同 十十員所 主 表 表 八 所事の 八の 及 \mathcal{O} 所 \mathcal{O} 条 条項を「 のび 課 \mathcal{O} 中中加を 長 を 項 室 事 表 え加加 中 補 \mathcal{O} \mathcal{O} 課 及 万及 を佐 え え 項健 び同 \mathcal{O} 中康 の室表同同 項 び 対 室 所 下 策 \mathcal{O} 中 表 表 及 にを社の \mathcal{O} び を「、 会教 室」に 必 室 管 育 主 副 要 理 セ 査 主 所所、 な を 監 育 の幹 主項の所、 課 タ \mathcal{O} 改 を室事 め 項 中項 室」に 及 中 所 中 び 及 へる。 改項び 県 上 及 課」の下に「、 め、 改 中 営 司 室び かめ、 課」の下 に \mathcal{O} 体 室」を「、 及 び 育 命 改 同 施 を 8 課」 表 設」 受 、「又は 0 に け の下に、、 所 社 を 所、 L 会 教育 所 室 所 課 室」 県 \mathcal{O} 所、 を <u>寸</u> 事 加 え え 、 L \mathcal{O} 務 主 ス 改に 所 事 下 を ポ め、 改 えに 掌 \mathcal{O}] を \emptyset 理 項同 ツ 加 改 表 施 す 中 同 える。 め 課 \mathcal{O} 表 所 課 課 主 0) 主 任 を 12 百 \mathcal{O} 表下のの社幹加改

次 \mathcal{O} 条 中 号 を 第 加 八 号 を 第 九 第 号 カュ 6 第七号 ま で 、 を 一 号ず **つ** 繰 下 げ

第

号

 \mathcal{O}

える。

大 大 分 育 県 教功立 労 < じ ゆ う 表規ア 彰則グ 規のリ 一創 部 生 昭 改 塾

第二 四条中に入分県教 改県 育 功 者 労 表 者 彰 則 和正 + 九 年 大 分 県 教 育 委 員 会 規 則 第 九 号) \mathcal{O} 部 を

室 長 及 \mathcal{U} 局 長 を 一所 長 び 室 長」 に 改 \otimes る。

次 大第の 正 す る。

ン

第三 の分四よ大県条 第う分に県 教 育 項改教セ 育 ロセンター等 タ 管] 理 管 規 理 則 規 \mathcal{O} 則 部 部 長 昭 改 及 和正 兀 +五. 年 大 分 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号) \mathcal{O} 部

を 次 \mathcal{O} 中正

第 兀 条 各 課 \mathcal{O} 下 に 所 を 加 え る。

0) 規附 則 は則 公 布 \mathcal{O} 日 平 成 \equiv + 年 兀 月 日 か 5 施 行 す

る。

案 係 由

設る 置幼幼 す稚児 る園教提 な教育 諭に理 組保る 織 育 研 の教修 改論を 正 等 保 元 を 育 的 行 士に い等行 たい のい 資 質県 0) で • 内 提能力の幼 すの稚 る。向園、 上 を認 図定 るこたど めも 遠 幼 及 児び 教 保 育育 セ所 ン に タ 勤 務 をす

○大分県教育委員会行政組織規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号)新旧対照表

| 第 | | | | | 2 第 | 第 | |
|-------------|--|---------------|----------|-------|--|--------|---------------|
| 第五条の二~第七条の二 | (教育改革・企画課の分掌事務) 第五条 教育改革・企画課において 第五条 教育改革・企画課において 第五条 教育改革・企画課において 名調整に関すること。 二十五 (略) 二十六 本庁の課、所及び室の総 二十六 本庁の課、所及び室の総 三条第一項に規定する総務事務 三条第一項に規定する総務事務 三条第一項に規定する総務事務 | 体育保健課 | 義務教育課 | 課名 | Manuary Ma | 一条~第三条 | |
| の二 (略) | のというでは、一方では、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で | 設推進室屋内スポーツ施設建 | 幼児教育センター | 所又は室名 | 7 の の の の の の は か 、 次 の 表 で 置 き 、 所 の の ま か 、 次 の 表 う も う も う も う も う も う も う も う も う も う | (略) | 改正 |
| | 学に属しないこと。 学務所並びに教育機関の 学務所並びに教育機関の 大多ーをいう。以下同じ であること(総 であること(総 であること(総 であること(総 であること(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(総 であること)(の であること)(総 であること)(の である)(の である) です。 です。 です。 です でする でする でする でする でする でする でする で | ,,,, | | 班 | は 上 室欄 のに | | 案 |
| | 務をつかさどa びに教育機関 びに教育機関 びに教育機関 | | | 0) | 事掲 務げ をる | | |
| | 。 ト 同 じ (総 関 の ま ・ 十 務 事 | | | 名 | 分課 掌に さ、 | | |
| |) ラ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | | 称 | を分掌させるた | | |
| 第五 | 第 一一 一 一 | | | | 2 第 め 四 (`中前条課 | 第一 | |
| 第五条の二~第七 | 二二 十十掌三ン十十絡十〜条教 九七に条タ六五調四二 ・係第 整 十教改 | 体 育 保 | (新設) | 課 | 、 ・ ・ ・ ・ に。 第二 第二 第二 第二 | 条~第三条 | |
| ~ 第七条 | 十九 その他他の課 十九 その他他の課 十九 その他他の課 十九 その他他の課 十九 その他他の課 十九 本庁の課 及 十七・二十八 (略) 二条第一項に規定すること。 一条第一項に規定すること。 一次 本庁の課 及 一次 本庁の課 の 一次 本庁の 一次 本庁の には、 一次 本庁の には、 一、 一、 一、 一 本・ 一 本・ 一 本・ 一 本・ 一 本・ 一 本・ | 健課 | | 名 | _ げめ)室 節 | 三条 | |
| 条の二 | 企画課の分掌事務) 「略」 「の課 及び室の総務」 「の課 及び室の総務」 「の課 及び室の総務」 「の課 及び室の総務」 「位規定する総務事務セースに規定する総務事務セースに規定する総務事務セースに規定する総務事務をでした。」。 | 設屋推内進る | (新設) | 室 | 本庁の組織本庁の組織で欄に掲げる班を置き、で欄に掲げる班を置き、で欄に掲げる班を置き、 | (略) | ~!!! |
| (略) | 及び室、 及び室、 み る総務事務) の 及び室、 数 の の の の の の の の の の の の の | 進室ーツ | | | | | 現 |
| | かん カング 事 しゅうしゅう カンド・カンド・カンド・カンド・カンド・カンド・カンド・カンド・カンド・カンド・ | 施設建 | | 名 | \mathcal{O} | | 行 |
| | 事務を 事務を | | | 班 | 上 室欄 のに | | |
| | 等の事務をつかさどる。 下務所並びに教育機関の 下務所並びに教育機関の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | | | 0) | 事掲 務げ をる | | 傍 網 |
| | 。 下同じ。 | | | 名 | の事務を分掌させるたに掲げる課に、 | | 傍縞部分は改正部分 |
| | 。 ラ ラ 事 形 の) 務 | | | 称 | せるた | | び 正 治 |
| | 所第セ連 | | | | | | I → 1 |

第十 十条~ 十|五 十三~十五 (すること。 一条の四 体育保体育保健課の分掌 5 除く。)に関すること。 児教育 学校体育施設その 条 くじ 県立 第十一条の三 (略) 一スポ ゅ セ (略) ・うアグリ ンター (略) 幼児教育センター] ツ施 健事 0 他 創 分掌事 設 課務 略 0 生塾 に関すること。 に ス お ポ 務 12 1 1 7 関 ツ 12 は、 す おお 施 ること。 設 V 次 及び学校給 7 0 は、 事 務 次 を 0 0 食施 事 かさどる。 所掌に属するも 務 設 を • 2 設備に かさど (義務教育課の分掌事務)

「大」の研究に属するものを除く。)に関すること。

「他の課」及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。

「他の課」及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。

「他の課」及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。

「他の課」及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。

「特別支援教育課」の研修(他の課」及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。

「特別支援教育課」の研修(他の課」及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。

「特別支援教育課」の研修(他の課」及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。

「特別支援教育課の分掌事務)

第八条の二、特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。
「高校教育課の分掌事務)
第九条 高校教育課の分掌事務)
第九条 高校教育課の分掌事務)
第九条 高校教育課の分掌事務)
第九条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。
「高校教育課の分掌事務) 関 室 を 企 育 第十一条の四 体育保健課(体育保健課の分掌事務) 第 十条~第十一条の三 五~十 +十三~ (新設) 5 除く。)に関すること。 すること。 学校体育施設、 条の 県立学校教職員の ·十五 (略) 県営体育施設 五. 削 略 除 社 会体 研 略 に に関すること。 -育施 お 他 1 設 って は、 次 及 び学校 0 事 務 給 を 所掌に属するも 0 食施 かさどる。 設 • 設 備 関 0 企 室 育

| | | | | | | | 第 | 笙 | | 笙 | 第 | 笙 | |
|----------------------------|-----|---|-----|-------|-----|--------|--|-------------|-----|-------------|---|--------|---|
| 健康対策 | (略) | *************************************** | 室 | 所 | 課 | 職 | おりとする。の課、所、京代、一八条次十八条次十八条次の課、所、京の課、所、京の課、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの | 第十七条~第十七条の | 第五節 | 第十三条~第十六条の六 | ー・二条 でに定める 第十二条 第 第 第 | 第十一条の六 | 四 幼児教育 一 幼児教育 |
| · 管 理 | | | 長 | 長 | 長 | 名 | 室又はの表の | 十七条 | 節職制 | 十六条の | 略)かれていると | (略) | ににの関 |
| 体育保健課 | (略) | ······ | (略) | 幼児教育セ | (略) | 果、所、室 | 班に置き、上欄に掲げ | の四(略) | 制 | の六 (略) | (各課、所及び室の共通事務) (各課、所及び室の共通事務) | | に係る関係機関及びに係る情報の収集及びの助言に関すること。関係職員の研修に関対 |
| 上司の命を受け、 | (略) | ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ | (略) | 学理する。 | (略) | 職 | その職務はそれぞれ下欄 | | | | (課、所及び室の所掌事務所及び室においては、第 | | 関係団体とのという。 |
| 及び県立ス | | • | | 所の事務を | | 務 | - 欄に掲げる本庁 | | | | 務に関し、それぞ第五条から前条ま | | 連絡調整に関する |
| | | } | | | | | | 第 | | 第 | tat.a | 第 | ω |
| 健康対策 | (略) | ······ | 室 | 新設) | 課 | 職 | おりとする。 の課 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | 第十七条~第十七条の四 | 第五 | 十三条~第十 | ・二条 ・二条 ・二条 ・二条 ・二条 ・二条 ・二条 ・二条 ・二条 ・二条 | 第十一条の六 | |
| · 管 理 | | ····· | 長 | | 長 | 名 | る。 、 室 又 は の 表 の | 7十七条 | 節 | 十六条の六 | 略) として | (略) | |
| 体育保健課 | (略) | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | (略) | (新設) | (略) | 班名 室又は | 班に置き、そ | の四 (略) | 職制 | の六 (略) | 一・二 (略)一・二 (略)でに定めるもののほか、当該課第十二条 第四条に掲げる課 及び室の共通事務) | | |
| ・生徒の健康対策及び 上司の命を受け、幼児 | (略) | ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ | (略) | (新設) | (略) | 職 | 班に置き、その職務はそれぞれ下欄に撮に掲げる職を、それぞれ中欄に | | | | 及び室の所掌事 | | |
| 県 児 体 産 | | ******* | | | | 務 | -欄に掲げる本庁 | | | | 務に関し、それぞ第五条から前条ま | | |

| (略) | 社会教育主事 | (総 括) | 事任社会教育主 | (略) | 主幹 | (略) | 課長補佐 | (略) | 参 | 振興監体育・スポーツ | 監 |
|-----|--|-------|-----------------------------|-----|-------------------------------|-----|---------------------------|-----|---|------------|------------------------|
| (略) | 班所 必 実な 実は、 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | (略) | 班所、室 室 又は | (略) | 班所、必要な課、 | (略) | 所又は班、 | (略) | 班所、 室 を 取 は 、 に に に に に に に に に に れ に れ に れ に れ に れ | (略) | |
| (略) | 関する事務を処理する。上司の命を受け、社会教育に | (略) | 関する特定の事務を処理する。上司の命を受け、社会教育に | (略) | 又は班の事務を処理する。上司の命を受け、課、所、室 | (略) | 班の事務を処理する。上司の命を受け、課、所又は | (略) | しくは班の事務を処理する。を処理し、又は課、所、室若上司の命を受け、特定の事務 | (略) | る事務を処理する。ポーツ施設の管理運営に関す |
| | | | | | | | | | | | |
| (略) | 社会教育主事 | (総 括) | 事任社会教育主 | (略) | 主幹 | (略) | 課長補佐 | (略) | 参 | 振興監 | 監 |
| (略) | 班 | 略) | 班及び室室 スは | (略) | 班及び室はは | (略) | と | (略) | 班及び室はは | (略) | |
| (略) | 関する事務を処理する。上司の命を受け、社会教育に | (略) | 関する特定の事務を処理する。上司の命を受け、社会教育に | (略) | 又は班の事務を処理する。 上司の命を受け、課――、室 | (略) | 班の事務を処理する。 又は上司の命を受け、課 又は | (略) | しくは班の事務を処理する。 を処理し、又は課 、室若上司の命を受け、特定の事務 | (略) | る事務を処理する。 |

| htts: | 宏 | <i>55</i> | ケ | | | | | | |
|---|-------|--------------------|------------|-----------------------------|-----|------------------------------|-----------------------------|-----|-----------------------------|
| 四三二一 育三 《 委十教 大大大大員条育第 | 第二十九条 | 育長が定める。(職員数) | 第十九条~第二十七条 | 専 | 主任 | 社会教育主事補 | 主 | 総主 | 副 |
| 大大大 大 | | 定条数 | 第二 | 門 | 学芸 | 育主 | | | 主 |
| 型型型型 | 略) | る。 | 十七名 | 員 | 云員 | 事補 | 查 | 括査 | 幹 |
| 四 大分県立香々地青少年の家第三十条 法第三十条の規定により記事 大分県立くじゅうアグリ創生塾 一 大分県立くじゅうアグリ創生塾 二 大分県立くじゅうアグリ創生塾 ニ 大分県立番 | | の課、所及び室 | (略) | 班所、室 又は | (略) | 班所 室 マ ス は | 班所、室又は、 | (略) | 班所、室又は |
| 県立香々地青少年の家 県立図書館 県立くじゅうアグリ創生塾 県教育センター 県教育センター 関教育センター 関教育センター 関が 関が 関が 関が 関が 関が 関が 関が 関が 関が 関が 関が 関が | | 所及び室並びに教育事務所の | | 又は班の事務を処理する。上司の命を受け、課、所 | (略) | 関する事務に従事する。 上司の命を受け、社会教育に | 又は班の事務を処理する。上司の命を受け、課、所 | (略) | 又は班の事務を処理する。上司の命を受け、課、所 |
| とおりであ | | 職員数は、 | | ` | | 社会教育 | ` | | ` |
| りである。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | 教 | | 室 | | に | 室 | | 室 |
| | 第一 | 第 | 第十 | | | | | | |
| 一 <u>(</u> 新 委十教 大大設大員条育第 | 第二十九条 | 育長が定める。(職員数) | 第十九条~第二 | 専 | 主任 | 社会教育主 | 主 | 総主 | 副 |
| 大大設 大大設 大人会 大人会 大人会 大人会 大人会 大人会 大人会 大人会 | | 定条数) | | 門 | 学 | 育主 | | | 主 |
| 立立 | 略) | る。 市 の | 一十七条 | 員 | 芸 員 | 事補 | 查 | 括査 | 幹 |
| 三 大分県立香々地青少年の家第三十条 法第三十条の規定により記言十条 法第三十条の規定により記言を員会の所管に属するものは、学 (新設) | | 課 | 来 (略) | 班及び室 文課 | (略) | 班及び室 文課 | 班及び室 又は | (略) | 班及び室な課は |
| 、学校を除き、次のとおりである。機関 | | 及び室並びに教育事務所の職員数は、教 | | 又は班の事務を処理する。上司の命を受け、課 ̄ ̄、室 | (略) | 関する事務に従事する。上司の命を受け、社会教育に | 又は班の事務を処理する。上司の命を受け、課 ̄ ̄、室 | (略) | 又は班の事務を処理する。 上司の命を受け、課、室 |

第三十一 九八七六五 大分県立総合体育館大分県立歴史博物館大分県立歴史博物館大分県立の東京を開かります。 条~第三十三条 センター \mathcal{O} 家

略

第三十一 八七六五四 大大大大大 分分分分 県 県 県 県 県 条 ~

宗立総合体育館 宗立埋蔵文化財 京立歴史博物館 宗立歴史博物館

センター

 \mathcal{O}

家

第三十三条 略

〇大分県教育功労者表彰規則 (昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号)新旧対照表

| - | = |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第五条 (略) | 第五条 |
| 一•二 (略) | 一 - 二 (略) |
| のとする。 | のとする。 |
| と認めたときは左の事項を調査し、県教育委員会に具申するも | と認めたときは左の事項を調査し、県教育委員会に具申するも |
| 育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがある | 育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがある |
| 第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長、室長及び局長、各教 | 第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長、所長及び室長、各教 |
| 2 | _ |
| | 第一条() 第二条 (各) |
| 現 行 | 改正案 |
| (傍線部分は改正部分) | |

〇大分県教育センター管理規則 (昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改正案 | 現 行 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第一条~第三条 (略) | 第一条~第三条 (略) |
| (職員の職) | (職員の職) |
| 第四条 教育センターの職員の職として、次の職を置く。 | 第四条 教育センターの職員の職として、次の職を置く。 |
| 一~十八 (略) | 一~十八 (略) |
| 2 \ 8 (略) | 2 (8) |
| 9 指導主事は、上司の命を受け、教育に関する調査、研究、研 | 9 指導主事は、上司の命を受け、教育に関する調査、研究、研 |
| 修及び教育庁の関係各課・所・室、教育事務所等との連絡調整 | 修及び教育庁の関係各課――・室、教育事務所等との連絡調整 |
| 等に関する事務を処理する。 | 等に関する事務を処理する。 |
| 10 | 10 |
| 第五条~第七条 (略) | 第五条~第七条 (略) |

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

1 改正理由

幼児教育に係る研修を一元的に行い、県内の幼稚園、認定こども園、保育所に勤務する 幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の資質・能力の向上を図るため、義務教育課内に「幼児 教育センター」を新設するなど、平成31年度の組織改正等に必要な規則改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正

①「義務教育課」に所を新設

幼児教育に係る研修を一元的に行い、県内の幼稚園、認定こども園、保育所に勤務する幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の資質・能力の向上を図るため、義務教育課内に「幼児教育センター」を新設する。あわせて、教育庁の本庁組織に「所」を追加する。

(第4条、第5条、第8条、第8条の2、第9条、第11条の5、第12条、第18条、第28条関係)

②「くじゅうアグリ創生塾」の新設

「大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例(平成30年大分県条例第48号)」に基づき、「くじゅうアグリ創生塾」を地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の教育機関として新設する。(第9条、第30条関係)

③「体育施設」に係る規定の整備

「大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年大分県条例第40号)」により、条例上「体育施設」が「スポーツ施設」に改められたことに伴い、規定を整備する。

(第11条の4、第18条関係)

(2) 大分県教育功労者表彰規則の一部改正

「幼児教育センター」の新設(上記(1)の①)に伴い、教育功労者の推薦者に幼児教育センター所長を加える。

(第4条関係)

(3) 大分県教育センター管理規則の一部改正

「幼児教育センター」の新設(上記(1)の①)に伴い、教育センター指導主事の連絡調整業務の対象となる所属に幼児教育センターを加える。

(第4条関係)

3 施行期日

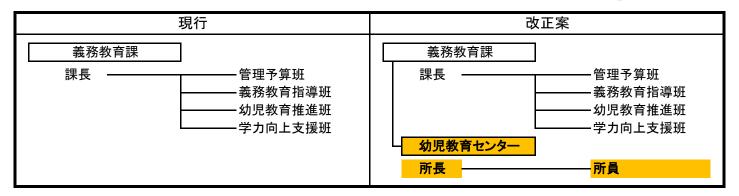
公布の日(平成31年4月1日)

平成31年度大分県教育委員会の組織改正(概要)

<u>《</u>本 庁》

①「幼児教育センター」の新設

◆ 幼児教育に係る研修を一元的に行い、県内の幼稚園、認定こども園、保育所に勤務する幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の資質・能力の向上を図るため、義務教育課内に「幼児教育センター」を新設する。



《地方機関•教育機関》

②「くじゅうアグリ創生塾」の新設

◆「大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例」に基づき、「くじゅうアグリ創生塾」を「公の施設」(地方自治法第244条第1項)及び「教育機関」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条)として新設する。

| 現行 | 改正案 |
|----|-----------------------------------|
| 新設 | くじゅうアグリ創生塾 所長 事業課 |

平成31年度教育庁組織(本庁)の改正

平成30年度 教育庁

教育改革·企画課

 総務班
 改革企画班

 広報・調整班
 法務班

経理班

教育人事課

企画·研修班 教育庁人事班 小中学校人事班 県立学校人事班 採用試験·免許班 給与制度班

給与管理班

教育財務課

企画·予算班 学校運営支援班 情報化推進班 施設管理班

福利課

管理予算班 健康支援班

学校安全·安心支援課

安全・安心企画班 いじめ・不登校対策班 学校防災・安全班

義務教育課

管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班

新 設

特別支援教育課

企画班·整備班 指導班

高校教育課

管理予算班 高校教育指導班 産業教育指導班 高校改革推進班 グローバル人材育成推進班

社会教育課

管理予算班 生涯学習推進班 社会教育班

|人権・同和教育課

管理予算班 人権教育推進班

文化課

教育文化班 文化財班

体育保健課

管理予算班 学校保健・食育班 学校体育班 生涯スポーツ班 競技力向上対策班

屋内スポーツ施設建設推進室

平成31年度 教育庁

教育改革·企画課

 総務班
 改革企画班

 広報・調整班
 法務班

経理班

教育人事課

企画·研修班 教育庁人事班 小中学校人事班 県立学校人事班 採用試験·免許班 給与制度班

給与管理班

教育財務課

企画·予算班 学校運営支援班 情報化推進班 施設管理班

福利課

管理予算班 健康支援班

学校安全·安心支援課

安全・安心企画班 いじめ・不登校対策班 学校防災・安全班

義務教育課

管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班

対児教育センター

特別支援教育課

企画班•整備班 指導班

高校教育課

管理予算班 高校教育指導班 産業教育指導班 高校改革推進班 グローバル人材育成推進班

社会教育課

管理予算班 生涯学習推進班 社会教育班

|人権・同和教育課

管理予算班 人権教育推進班

文化課

教育文化班 文化財班

体育保健課

管理予算班 学校保健・食育班 学校体育班 生涯スポーツ班

競技力向上対策班

屋内スポーツ施設建設推進室

平成31年度地方機関・教育機関(学校を除く)の改正

平成30年度 地方機関・教育機関

中津教育事務所

総務課 指導課

別府教育事務所

総務課 指導課

大分教育事務所

総務課 指導課

佐伯教育事務所

総務課 指導課

竹田教育事務所

総務課 指導課

日田教育事務所

総務課 指導課

教育センター

総務企画部

総務担当 企画・調査研究担当

教科研修部

基本研修担当 専門研修担当

情報教育担当

特別支援教育部

教育相談部

新 設

大分県立図書館

総務企画課

総務企画担当 資料管理担当

サービス課

児童サービス担当

調査相談・郷土情報担当

学校•地域支援課

図書館・学校支援担当

地域学習支援担当

香々地青少年の家

事業課

九重青少年の家

事業課

歴史博物館

総務課 企画普及課

学芸調査課

先哲史料館

埋蔵文化財センター

総務課 企画普及課 調査第一課 調査第二課

総合体育館

(指定管理者制度)

平成31年度 地方機関・教育機関

中津教育事務所

総務課 指導課

別府教育事務所

総務課 指導課

大分教育事務所

総務課 指導課

佐伯教育事務所

総務課 指導課

竹田教育事務所

総務課 指導課

日田教育事務所

総務課 指導課

教育センター

総務企画部

総務担当 企画・調査研究担当

教科研修部

基本研修担当 専門研修担当

情報教育担当

特別支援教育部

教育相談部

くじゅうアグリ創生塾 事業課

大分県立図書館

総務企画課

総務企画担当 資料管理担当

サービス課

児童サービス担当

調查相談·郷土情報担当

学校•地域支援課

図書館・学校支援担当

地域学習支援担当

香々地青少年の家

事業課

九重青少年の家

事業課

歴史博物館

総務課

企画普及課

学芸調査課

先哲史料館

埋蔵文化財センター

 総務課
 企画普及課

 調査第一課
 調査第二課

総合体育館

(指定管理者制度)